

**改正**

平成28年3月31日高砂市訓令第11号

令和3年3月31日高砂市訓令第6号

高砂市市民意見公募手続実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、市民等への説明責任を果たし、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民等の市政への参画の促進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「市民意見公募手続」とは、市の基本的な計画等を立案する過程において、その案を市民等に公表し、それに対して提出された市民等の意見（情報を含む。以下同じ。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいい、当該計画等の賛否を問うものではない。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

**第3条** 実施機関は、次に掲げる計画等の策定又は改定に係る案（以下「計画等の案」という。）のうち、市民生活にかかわるものであって、事前に市民の意見を求める必要性の高いものについて、この要綱の定めるところにより、市民意見公募手続を行うものとする。ただし、当該計画等の策定又は改定が、市に裁量の余地のないもの、緊急性を要するもの、公共安全若しくは個人、

法人等の情報に関して支障が生じると認められるもの又は軽微な内容変更のものである等市民意見公募手続を行うことが明らかに合理性を欠くと認められる場合及び法令等により、公聴会の開催又は公告、縦覧等の手続が定められ、実質的に市民等の意見を反映する機会が確保されている場合は、この要綱に定める市民意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 市行政の推進において必要とする基本的事項を定める計画、方針等（第3号の規定に基づき、同号に規定する附属機関等の答申、報告等の段階において市民意見公募手続を行った場合であって、その内容に沿って計画等を定める場合を除く。次号及び第4号において同じ。）
- (2) 市行政の推進において必要とする基本的事項を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に影響を及ぼすこととなる義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）
- (3) 附属機関又はこれに準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の審議により取りまとめる答申、報告等（当該附属機関等が市民意見公募手続を行うべきものと認めたものに限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民意見公募手続が必要であると実施機関が認めるもの（市民意見公募手続の実施）

**第4条** 実施機関は、市民意見公募手続の対象となる計画等の案の最終的な意思決定を行うまでの適切な時期に、その計画等の案を公表し、広く市民等から意見を求めるものとする。

2 市民意見公募手続は、計画等の立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。

3 実施機関は、第1項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、案件に応じて次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案を附属機関等における審議に付した場合には、当該審議の概要を記載した資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要に応じて計画等の案に関連する資料（計画等の案の公表方法等）

**第5条** 実施機関は、前条の規定により計画等の案を公表しようとするときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の事務所への備え付け
- (2) 情報公開コーナーへの備え付け
- (3) 市のホームページへの掲載

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ他の方法を活用して計画等の案が市民等に周知されるように努めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公表しようとする計画等の案等が著しく大量であるため、その全部を市のホームページに掲載することが困難な場合にあっては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、その計画等の案の全体の入手方法を明示するものとする。

(意見の募集期間等)

**第6条** 意見の募集期間は、原則として公表の日から30日以上とする。

2 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等のうちから実施機関が定めるものとする。

3 市民等が意見を提出する際に、実施機関は、当該市民等の住所、氏名及び名称等の明記を求めるものとする。

4 前2項に規定する事項は、計画等の案の公表の際に明示するものとする。

(意見の取扱い)

**第7条** 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等の案について意思決定をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定をしたときは、速やかに、市民等から提出された意見の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び意見を求めている計画等の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

3 第4条第3項並びに第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により公表する場合に準用する。

(市民意見公募手続実施責任者)

**第8条** 実施機関は、市民意見公募手続の適正な実施を確保するため、各部局等に市民意見公募手続実施責任者を置くものとする。

(一覧の作成等)

**第9条** 市長は、市民意見公募手続を行っている案件の一覧を作成し、情報公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載する等の方法で公表するものとする。

2 案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 案件名

(2) 案等の公表日

- (3) 意見の提出期限
- (4) 案等の入手方法
- (5) 問合せ先

3 市長は、市民意見公募手続の実施状況を取りまとめ、毎年1回公表するものとする。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、市民意見公募手続について必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等のうち、計画等の案を公表し、市民等に意見を既に求めたものについては、この要綱の規定は、適用しない。

#### 附 則 (平成28年3月31日高砂市訓令第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月31日高砂市訓令第6号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。